

令和8年4月1日

（あて先）小松市長

（申請者）住所又は所在地 小松市〇〇町〇〇番地

氏名又は名称及び代表者名 フリガナ 小松 太郎

電話番号 (1234) 56-7890



## 補助金交付申請書

小松市補助金交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 補助年度 令和 8 年度
- 補助事業名 雨水貯留施設等設置補助
- 補助金申請額 ￥ 30,000
- 補助事業の目的 雨水の有効利用及び流出抑制
- 補助事業の内容及び経費の配分

## (1) 補助事業の内容

施工場所	小松市〇〇町〇〇番地				
補助対象	種目	雨水貯留施設			雨水浸透施設
	区分	浄化槽転用		市販	雨水浸透ます
		単独・合併	人槽 m <sup>3</sup>	100ℓ以上 200ℓ未満	200ℓ以上
数量			1		
指定工事店名	自己施工または設備業者名				
補助対象工事見積内容					
工事種別（規格・寸法）	単価（円）	数量	金額（円）	補助金額（円）	
工事一式	※66,000	1	※66,000	※30,000	
※（66,000×2/3=44,000 上限3万円） 千円未満切捨て		計	66,000	30,000	

## (2) 経費の配分

項目	事業費	財源配分	
		市補助金	自己資金
雨水貯留施設等設置費	66,000	30,000	36,000

- 補助事業実施時期 着手予定 令和8年4月10日  
完了予定 令和8年5月19日

《添付書類》 位置図、平面図、構造図、見積書、施工前写真、  
納税証明書（市税の滞納が無いことを証明できるもの）

令和8年5月19日

（あて先）小松市長

（申請者）住所又は所在地 小松市〇〇町〇〇番地

氏名又は名称及び代表者名 小松 太郎

小  
印補助金交付決定  
通知書より

## 補助事業実績報告書

令和8年4月1日付け小松市指令第 〇〇 号により補助金交付決定の通知があった雨水貯留施設等設置を下記のとおり実施したので、小松市補助金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

## 記

施工場所	小松市〇〇町〇〇番地			
補助事業の着手年月日	着手	令和8年4月10日		
完了年月日	完了	令和8年5月19日		
設置 施設	種目	雨水貯留施設		雨水浸透施設
		浄化槽転用	市販	雨水浸透ます
	区分	単独・合併	人槽 容量 m <sup>3</sup> 250 ℓ	口径 mm
	数量	基	1 基	個
総事業費	66,000 円			
補助金申請額	30,000 円			
指定工事店名	自己施工または設備業者名			

## 《添付書類》

設置写真

販売店又は施工業者の領収書の写し

# 請求書

金額					3	0	0	0	円
----	--	--	--	--	---	---	---	---	---

ただし 小松市雨水貯留施設等設置補助金

(令和 8年 5月 20日 小松市指令第 ○○号の 2 による)

上記の金額を請求します。

令和 8年 5月 20日

(あて先) 小松市長 (住所) 小松市○○町○○番地

(氏名) 小松太郎 小印

(口座振込金融機関)

金融機関名	支店名	預金種別
△△ 銀行 信用金庫 農協	□□ 支店 支所	・普通 ・当座 ・
口座番号(7ケタ)	口座名義(姓)	
1234567	コマツ タロウ	

(内訳)

名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
雨水貯留施設等 設置補助	1	式	30,000	30,000	

※ 口座番号、口座名義等は、金融機関に確認のうえ、必ず記入してください。

## 雨水貯留施設及び浸透施設の管理に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と小松 太郎（以下「乙」という。）は雨水貯留施設及び浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、小松市雨水貯留施設等設置補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、設置された雨水貯留浸透施設とする。

第2条 乙は、雨水貯留浸透施設の設置目的にそった機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 甲は、必要に応じて雨水貯留浸透施設の状況調査を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第4条 工事完成后、施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいは施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第5条 乙は、当該施設を7年以上存続させ、施設が廃止されない限りにおいて、その保全に努めなければならない。

2 乙が、雨水貯留浸透施設を廃止、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。また、乙が転居等に伴い雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡等しようとするときは、その旨を甲に届出るとともに、その第三者に対し、当該協定を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るように努めなければならない。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し決定するものとする。

第7条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留浸透施設を廃止した日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和8年5月19日

甲 住所 小松市小馬出町91番地  
小松市長 宮橋 勝栄

乙 住所 小松市〇〇町〇〇番地  
氏名 小松 太郎

小印

（昭57規則25・一部改正）

小松市〇〇町〇〇番地  
小松 太郎 様

補助事業実績報告書に記入

小松市指令第 〇〇号  
令和8年4月1日

小松市長 宮橋 勝栄

### 補助金交付決定通知書

令和8年 4月 1日付けで申請のあった雨水貯留施設等設置の補助金については、下記条件を付して金30,000円を交付することに決定したので通知する。

#### 記

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、令和8年4月1日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 工事施工にあたり、施工者及び周囲の安全に配慮し、事故等発生のないよう努めること。
- 5 施設の落下や転倒等により自身及び第三者に損害を与えることがないように、固定する等対策を講じること。
- 6 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合（市長が定める軽微な変更をする場合を除く。）においては、市長の承認を受けること。
- 7 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- 8 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 9 補助事業が完了したときは、完了後15日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
- 10 施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいは施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じて、市はその責を負わないものとする。
- 11 以上のほか、小松市補助金交付規則の定めに従うこと。

4

様式第5号（第13条関係）

（昭57規則25・一部改正）

補助事業実績報告書受理後に市役所から送付

小松市指令第〇〇号の2

令和8年5月20日

小松市〇〇町〇〇番地

小松 太郎 様

小松市長 宮橋 勝栄

### 補助金確定通知書

令和8年5月20日付け補助事業実績報告書を審査の結果、下記金額を当該雨水貯留施設等設置に対する補助金として確定する。

記

金 30,000 円